



ジェロントロジー ジャーナル

高齢社会対策大綱の改定と
今後の対策視点

～急がれる真の「人生 90 年時代」への転換

生活研究部門 准主任研究員 前田 展弘
(東京大学高齢社会総合研究機構 客員研究員)
(03)3512-1815 maeda@nli-research.co.jp

1—はじめに ～11 年ぶりとなる「高齢社会対策大綱」の改定

2012 年 8 月現在、政府において「高齢社会対策大綱」(以下、大綱)の改定作業が進められている。実に 11 年ぶりの改定である。大綱は、「高齢社会対策基本法」(以下、基本法)という法律に基づいて策定されるもので、「高齢社会に対して政府が推進する中長期にわたる基本的かつ総合的な指針」をまとめたものである。基本法は 1995 年(平成 7 年)に制定され、最初の大綱はその翌年の 1996 年(平成 8 年)に策定された。その後 5 年が経過した 2001 年(平成 13 年)に一度改定が行われ、それから 11 年を経た今、二度目の改定が行われようとしているⁱ。

ジェロントロジー(高齢社会総合研究)を専攻する筆者にとっては、今回の改定は非常に興味深い。マスコミ及び世間一般の関心は決して高くはないように見受けられる。しかし、やがて人口の 3 人に 1 人が 65 歳以上となる超高齢社会を迎える日本にとって、これからの超高齢社会を国としてデザインする位置づけにもある大綱は重要であることに違いない。経済、環境、外交等々、諸課題が山積する昨今であるが、国民としても関心高く注視していく必要があるだろう。

そこで本稿では、法制面を中心に高齢社会対策の基本的枠組みを確認した上で、今回の大綱の改定内容(骨子案ベースⁱⁱ)を概観し、今後の対策として独自の見解を述べることにしたい。なお、後述する法律等に関する説明は、独自の解釈にもとづく部分もあり、その前提でご理解いただくことをお願いする。

2—高齢社会対策を総合的に推進する基本法と大綱

1 | 高齢社会・高齢者に関する法律

基本法(及び大綱)の位置づけを理解するために、まず高齢社会及び高齢者に関連した法整備がどのように行われてきたか確認する。総務省が運営する「法律データ提供システム」において、「高齢者」をキーワードに検索をかけると、177 の法律が該当する。その中から、主に高齢者の生活に関連の深い代表的な法律を挙げると、図表 1 にある 9 つの法律が挙げられるⁱⁱⁱ(この中で「高年齢者等の雇用

の安定等に関する法律」は、「高齢者」での検索にはかからないが独自に抽出して掲載している)。こうしてみると、古くは1958年の国民健康保険法から、福祉、就労、医療、介護等の各分野において法整備がはかられてきたことがわかる。その時代に求められる社会的課題に対し各々対策が講じられた歴史としてみることもできる。この中で前述の「基本法」は、“総合的な対策”を示す法律であり、他の法律と系統が異なる。総合的であり特定の経済活動等を直接規制することがないことから、基本法（及び大綱）自体の存在を知らない人も多いかもしい。

図表1:「高齢者」の生活に関連の深い代表的な法律

領域	法律	目的	制定年
健康	国民健康保険法	この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。	1958年(昭和33年)
福祉	老人福祉法	この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする。	1963年(昭和38年)
就労	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	この法律は、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もつて高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。	1971年(昭和46年)
医療	高齢者の医療の確保に関する法律	この法律は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もつて国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。	1982年(昭和57年)
(総合)	高齢社会対策基本法	この法律は、我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢化の進展に適切に対処するための施策(以下「高齢社会対策」という。)に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もつて経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とする。	1995年(平成7年)
介護	介護保険法	この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もつて国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	1997年(平成9年)
住居	高齢者の居住の安定確保に関する法律	この法律は、高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅等の登録制度を設けるとともに、良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進するための措置を講じ、併せて高齢者に適した良好な居住環境が確保され高齢者が安定的に居住することができる賃貸住宅について終身建物賃貸借制度を設ける等の措置を講ずることにより、高齢者の居住の安定の確保を図り、もつてその福祉の増進に寄与することを目的とする。	2001年(平成13年)
福祉	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もつて高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。	2005年(平成17年)
移動	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。	2006年(平成18年)

資料:総務省「法律データ提供システム」及び内閣府HPよりニッセイ基礎研究所が作成

2 | 高齢社会対策基本法と高齢社会対策大綱

① 高齢社会対策基本法とは

ではいったい基本法とは如何なるものか。独自の表現になるが、「高齢化に伴い様々な領域で顕在化・潜在化している諸課題の解決を総合的に解決する設計図を策定する根拠法」であり、「関連する諸法律を包含し連動させる機能を有した法制面における高齢社会対策のプラットフォーム」と理解する（設計図が大綱を意味する）。この点、ジェロントロジーと極めて関係が深い法律と言える。

基本法制定までの沿革としては、「福祉元年」と呼ばれる1973年（昭和48年）に政府内に各省庁の事務次官等から構成する「老人対策本部」が設置されたことが起点になるだろう。その後、政府主催による「老人問題懇談会」が幾度と開催され、高齢社会対策について検討が行われてきた。この間、日本は世界に例を見ない速さで高齢化が進み、制定の前年にあたる1994年には高齢化率が14%を超え、国際的に共通して評価・区分される「高齢社会（aged society）」^{iv}に突入する。政府としては高齢者保健福祉施策の整備等を急速に進めてきたが、施策の総合的な推進の必要性に迫られるなか、1995年に基本法の制定に至っている。

制定の根拠については、基本法の前文を引用すると、そこには「…遠からず世界に例を見ない水準の高齢社会が到来するものと見込まれているが、高齢化の進展の速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応は遅れている。早急に対応すべき課題は多岐にわたるが、残されている時間は極めて少ない。このような事態に対処して、国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくためには、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等に係る社会のシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう、不断に見直し、適切なものとしていく必要があり、そのためには、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、家庭及び個人が相互に協力しながらそれぞれの役割を積極的に果たしていくことが必要である」とある。若干、皮肉になるが、この前文にあるメッセージは今日的にもそのまま当てはまってしまう。基本法が制定された1995年から17年が経過したが、高齢社会対策の総合的な推進が社会全体としてまだまだ足りないということは否定できないところではないだろうか。

② 高齢社会対策大綱とは

基本法（第6条）のもと策定される大綱は、繰り返しになるが「高齢社会に対して政府が推進する中長期にわたる基本的かつ総合的な指針」であり、上述の表現で言えば「設計図」である。その中には、国が社会全般に向けて発するメッセージ（＝「基本的考え方」部分）と「分野別の施策内容」が盛り込まれる。高齢期の暮らしを支えていく上で、「就業及び所得」、「健康及び福祉」、「学習及び社会参加」、「生活環境」等の各分野を網羅する形で総合的な対策がこの中に含まれる。

大綱のこれまでの策定経緯については、冒頭に少し述べたが、1996年の最初の大綱が策定されて以降、2001年の時点で一度見直しが行われ、それが現在まで存続している。2005年、2007年に高齢社会対策に関する有識者会議が開催され、その時点での対策推進に向けた考え方等の整理が行われ、そして今回、2011年10月に設置された「高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会」における有識者の見解をとりまとめた報告書をもとに、新たに大綱が見直されようとしている（図表2参照）。なお、大綱の見直し時期については、「政府の高齢社会対策の中長期的な指針としての性格に鑑み、経済社会情勢の変化等を踏まえて必要があると認めるときに、見直しを行うものとする」とされている。

図表2: 高齢社会対策の推進に向けたこれまでの主な経緯

主な事項		年月
1	《高齢社会対策基本法》の施行	1995年(平成7年)12月
2	【高齢社会対策大綱(旧)】の閣議決定	1996年(平成8年)7月
3	◆高齢社会対策の推進の基本的在り方に関する有識者会議	2001年(平成13年)9月
4	【高齢社会対策大綱(現行)】の閣議決定	2001年(平成13年)12月
5	◆高齢社会対策の総合的な推進のための政策研究会	2005年(平成17年)8月
6	◆今後の高齢社会対策の在り方等に関する検討会	2007年(平成19年)12月
7	◆高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会	2012年(平成24年)3月
8	新しい【高齢社会対策大綱】骨子案の公表 (⇒改定作業)	2012年(平成24年)7月

※◆は有識者会議の名称。年月は最終報告書の発表時期

資料：ニッセイ基礎研究所作成

3— 新たな「高齢社会対策大綱」(見直しの方向性)の概要

これより本題に入るが、今回の見直しを通じて、国は国民・社会全体に対して今後の高齢社会対策としてどのようなメッセージを投げかけているのだろうか。「高齢社会対策大綱(骨子案)」(内閣府、2012年7月27日付公表)及びそのベースとなっている「高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会」報告書(2012年3月)(以下、報告書)からその中身を見ていきたい。

1 | 全体的な特徴～ “「人生90年時代」に相応しい社会への転換を真に推し進める大綱”

全体的には、過年度からの課題認識を踏襲しながら、今日的な社会的な議論、事象を反映する形で再整理されているといった印象である。抜本的な新しい対策が示されたということはないが、全体を通じて次のような強い意図を汲み取ることができる。

それは、“「人生90年時代」に相応しい社会への転換を真に推し進める”ということである。今回の大綱は、その転換が本当に待たなしの状況にあり、国民・社会全体の意識の変容と対策の推進を強く促していると受け止められる。過去の大綱との比較においても「人生90年」という言葉が用いられたのは初めてと思われるが、“多くの人が長寿を実現できる「大衆長寿社会」を如何に持続的に成立させるか”、この命題に対して総合的なアプローチを今回の大綱は示したものと解釈する。

実際、社会保障の財政問題だけを取り上げても、今の仕組みのままでは立ち行かなくなることは明らかで、それを回避するには人生90年において、国民の一人ひとりが高齢期をどのように過ごすか、にかかっているとと言っても過言でないだろう。できるだけ健康のまま長く活躍し続け、さらに積極的に地域社会を支えてもらえれば、社会全体が豊かに好転していくことは明らかである。今回の大綱で「自己力」「互助」「地域力」「仲間力」という言葉が印象的であるが、これらも個人として「人生90年を生き抜くための力」、社会として「大衆長寿社会を支えるために不可欠な力」として理解できる。

2 | 今後の高齢社会対策の基本となる6つの取組方向

では、「人生90年時代」への真の転換をはかるための不可欠な要素として、国は今後の高齢社会対策の取組方向をどのように考えているのか、大綱のベースとなる報告書の構成(=大綱「基本的考え方」部分)である6つの項に沿ってその内容を概説したい(図表3に報告書の全体概要を示している)。

①「高齢者」の捉え方の意識改革【国民意識・イデオロギー関連】

取組方向の第一には、「高齢者」の捉え方の意識改革が挙げられている。「65歳以上を一律に高齢者として扱うこと」の違和感については国民の大半が有していると思われるが、少なからずそのような見方・慣習が存在することで、高齢期の就労問題等、社会的な課題が生じている。このことは最初の大綱から指摘されてきたことであるが、今回の大綱でも、「高齢者の意欲や能力を最大限活かすためにも、『支えが必要な人』という高齢者像の固定観念を変え、意欲と能力のある65歳以上の者には支える側に回ってもらうよう、国民の意識改革を図る」としている。

②老後の安心を確保するための社会保障制度の確立【社会保障制度関連】

第二は、社会保障の問題である。この問題の大きさについては改めて申し上げるまでもないが、大綱の中では特に世代間格差・世代内格差の問題を指摘している。これも過去の大綱から引き継ぐ内容である。次世代に負担を残してはいけない、世代間で不公平感のない「ヤング・オールド・バランス」の実現が必要であること、また高齢者世代の中で経済的困窮化が懸念される女性高齢者の問題^{vi}を視野に入れるなかで、世代内格差是正の対策の必要性を強調している。

③高齢者の意欲と能力の活用（高齢者パワーへの期待）【就労・消費（市場経済）関連】

第三は、高齢者の「力」（意欲と能力）に着目して、就労及び消費に関しての対策方向を挙げている。高齢者の就労に関しては、過去の大綱でも雇用期間の延長に向けて推進し、60歳定年、次いで65歳までの雇用確保の実現もはかられてきたが、人生90年という長さに見合った場合、もう一段の取り組みの必要性を強調している。それは後掲する図表4にある分野別の基本的な施策における就業・所得（年金）の施策内容をみても、「年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた取組」の優先順位が第一に変更されてきたことから推察される。今回の大綱では「年齢にかかわらず働くことのできる社会（＝生涯現役社会）を目指すために、多様なニーズに応じた柔軟な働き方が可能となる環境整備を図る」とあるが、団塊世代が65歳に差し掛かった今日としては急務の対策と言える。

また今回の大綱では、高齢者の「消費力」、高齢者市場に着目していることがわかる。これは過去の大綱ではあまり注目されてこなかった視点であり特徴的である。あくまで雇用拡大支援が目的になっているが、大綱では「高齢者のニーズを踏まえたサービスや商品開発の促進により、高齢者の消費を活性化し、需要面から高齢化に対応した産業や雇用の拡大支援を図る」とある。さらに分野別の基本的な施策の中に「高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進のための基本的施策」という分野が新設されているがこれも画期的である。

④地域力の強化と安定的な地域社会の実現【地域社会関連（ソフト面）】

第四は、地域社会の対策についてである。産業構造の変化、都市化の推進、家族・人間関係の変化等を背景に地域の姿は変容し、高齢者の社会的孤立、孤独死の問題、老老・認認介護世帯の増加等、様々な課題が顕在化している。地域コミュニティをどのように再構築するかという課題に対し大綱では、「互助」による「地域力」「仲間力」の強化、日常生活圏域内において、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の確立が急務であることを強調している。

⑤安全・安心な生活環境の実現【地域社会関連（ハード面）】

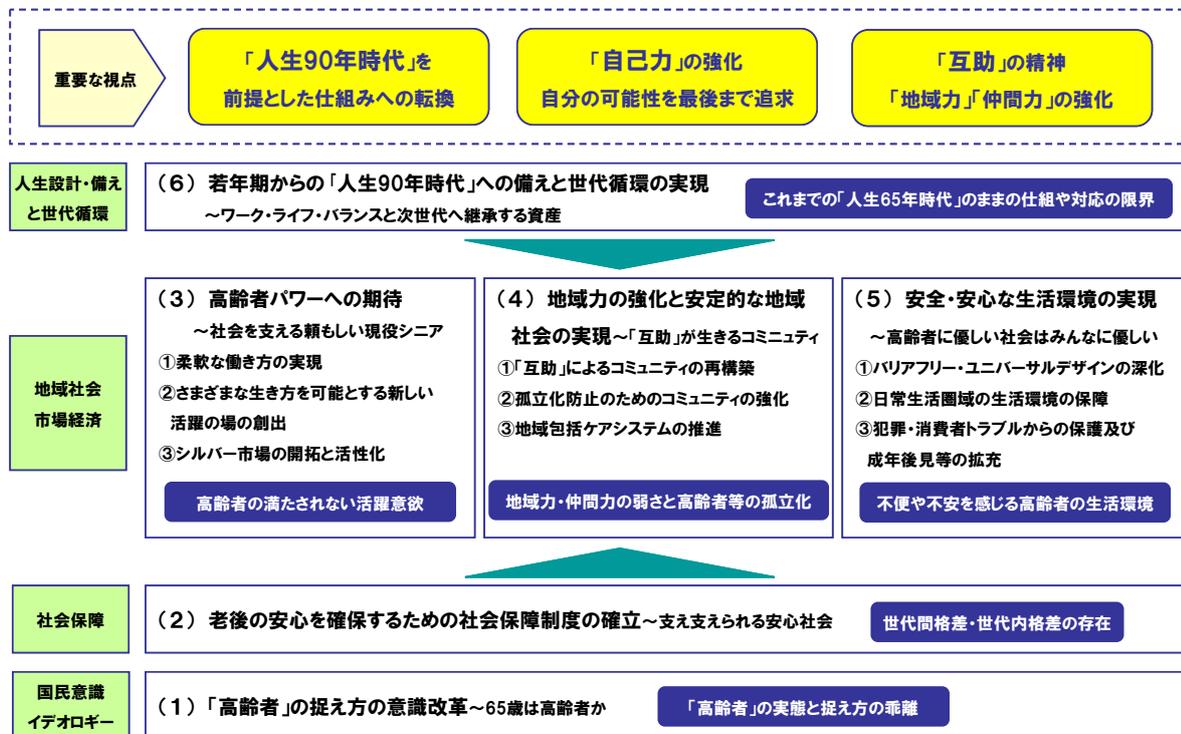
第五は、地域社会の特に環境的な側面についてである。基本的には過去の対策を踏襲する形で、ユ

ユニバーサルデザインにもとづくさらなる環境整備の必要性や、医療や介護、職場、住宅が近接した集約型のまちづくりの推進、高齢者向け住宅の供給促進、地域の公共交通システムの整備等に取り組む方向が示されている。また、高齢者が巻き込まれる事件やトラブルが増加してきていることへの対策も示されている。

⑥若年期からの「人生90年時代」への備えと世代循環の実現【人生設計と世代循環】

第六は、人生設計上の「備え」と世代間での資産の「循環」についてである。これも過去の対策を踏襲したものと言えるが、高齢期を健康でいきいきと過ごすための「備え」の重要性を強調する（若い頃からの健康づくり、自己啓発、ワーク・ライフ・バランスの取り組み等）。また高齢期における経済的自立という観点から、就労期に蓄積してきた資産を活用した暮らしの実現、また当該資産が次世代へ適切に継承できる循環の仕組みについて、その必要性を強調している。

図表3:「高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会」報告書の概要



資料:ニッセイ基礎研究所作成

<参考>過去の高齢社会対策大綱との内容比較 (図表4)

今回の大綱の見直しの特徴及び傾向を把握するために、最初(1996年)と一回目の改定後(2001年)の大綱と今回(2012年)の大綱の内容について比較してみた。大きな変更としては、先述したが「高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進のための基本的施策」「全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤整備のための基本的施策」という新たな分野が設定されていることがある。またその他の分野においても今日的な課題が反映されていることを確認できた。

図表4:高齢社会対策大綱の見直しの推移(概要比較)

1996年(平成8年)	2001年(平成13年)	2012年(平成24年)
<p>(基本的考え方)</p> <p>(1) 高齢者の自立、参加及び選択の重視</p> <p>(2) 国民の生涯にわたる施策の体系的な展開</p> <p>(3) 地域の自主性の尊重</p> <p>(4) 施策の効果的推進</p> <p>(5) 関係行政機関の連携</p> <p>(6) 医療・福祉、情報通信等に係る科学技術の活用</p>	<p>(基本姿勢)</p> <p>(1) 旧来の画一的な高齢者像の見直し</p> <p>(2) 予防・準備の重視</p> <p>(3) 地域社会の機能の活性化</p> <p>(4) 男女共同参画の視点</p> <p>(5) 医療・福祉、情報通信等に係る科学技術の活用</p> <p>(横断的に取り組む課題)</p> <p>(1) 多様なライフスタイルを可能にする高齢期の自立支援</p> <p>(2) 年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直し</p> <p>(3) 世代間の連帯強化</p> <p>(4) 地域社会への参画促進</p> <p>(分野別の基本的な施策)</p>	<p>(基本的考え方)</p> <p>(1) 「高齢者」の捉え方の意識改革</p> <p>(2) 老後の安心を確保するための社会保障制度の確立</p> <p>(3) 高齢者の意欲と能力の活用</p> <p>(4) 地域力の強化と安定的な地域社会の実現</p> <p>(5) 安全・安心な生活環境の実現</p> <p>(6) 若年期からの「人生90年時代」への備えと世代循環の実現</p>
<p>就業・所得</p> <p>(1) 高齢者の雇用・就業の機会の確保</p> <p>ア 65歳までの継続雇用の推進</p> <p>イ 多様な形態による雇用・就業機会の確保</p> <p>(2) 勤労者の生涯を通じた能力の発揮</p> <p>ア 長期にわたる職業生活を通じた能力の開発</p> <p>イ ゆとりある職業生活の実現等</p> <p>ウ 雇用・就業における女性の能力発揮</p> <p>エ 職業生活と家庭生活との両立支援対策の推進</p> <p>オ 多様な勤労形態の環境整備</p> <p>(3) 公的年金制度の安定的運営</p> <p>ア 持続可能で安定的な公的年金制度の確立</p> <p>イ 個人のライフスタイルの選択に中立的な公的年金制度の構築</p> <p>ウ 公的年金制度の一元化の推進</p> <p>(4) 自助努力による高齢期の所得確保への支援</p> <p>ア 企業年金制度等の整備</p> <p>イ 退職金制度の改善</p> <p>ウ 高齢期に備える資産形成等の促進</p>	<p>就業・所得</p> <p>(1) 高齢者の雇用・就業の機会の確保</p> <p>ア 知識、経験を活用した65歳までの雇用の確保</p> <p>イ 中高年齢者の再就職の援助・促進</p> <p>ウ 多様な形態による雇用・就業機会の確保</p> <p>エ 起業の支援</p> <p>オ 年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた取組</p> <p>(2) 勤労者の生涯を通じた能力の発揮</p> <p>ア 勤労者の職業生活の全期間を通じた能力の開発</p> <p>イ ゆとりある職業生活の実現等</p> <p>ウ 雇用・就業における女性の能力発揮</p> <p>エ 職業生活と家庭生活との両立支援対策の推進</p> <p>オ 多様な勤労形態の環境整備</p> <p>(3) 公的年金制度の安定的運営</p> <p>ア 持続可能で安定的な公的年金制度の確立</p> <p>イ 個人のライフスタイルの選択に中立的な公的年金制度の構築</p> <p>ウ 公的年金制度の一元化の推進</p> <p>(4) 自助努力による高齢期の所得確保への支援</p> <p>ア 企業年金制度等の整備</p> <p>イ 退職金制度の改善</p> <p>ウ 高齢期に備える資産形成等の促進</p>	<p>就業・年金等分野</p> <p>(1) 全員参加型社会の実現のための高齢者の雇用・就業対策の推進</p> <p>ア 年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた取組</p> <p>イ 多様な形態による雇用・就業機会の確保</p> <p>ウ 高齢者等の再就職の援助・促進</p> <p>エ 起業の支援</p> <p>オ 知識、経験を活用した65歳までの雇用の確保</p> <p>(2) 勤労者の生涯を通じた能力の発揮</p> <p>ア 勤労者の職業生活の全期間を通じた能力の開発</p> <p>イ ゆとりある職業生活の実現等</p> <p>ウ 職業生活と家庭生活との両立支援対策の推進</p> <p>エ 多様な勤労形態の環境整備</p> <p>(3) 公的年金制度の安定的運営</p> <p>ア 持続可能で安定的な公的年金制度の確立</p> <p>イ 低年金・無年金問題への対応</p> <p>ウ 働き方やライフコースの選択に中立的な年金制度の構築</p> <p>エ 年金記録問題への対応・業務運営の効率化</p> <p>(4) 自助努力による高齢期の所得確保への支援</p> <p>ア 企業年金制度等の整備</p> <p>イ 退職金制度の改善</p> <p>ウ 高齢期に備える資産形成等の促進</p>
<p>健康・福祉</p> <p>(1) 健康づくりの総合的推進</p> <p>ア 生涯にわたる健康づくりの推進</p> <p>イ 健康づくり施設の整備等</p> <p>(2) 保健・医療・福祉サービスの充実</p> <p>ア 地域における総合的なサービス提供体制の整備</p> <p>イ 在宅サービスの充実</p> <p>ウ 施設サービスの充実</p> <p>エ 要介護高齢者の自立支援施策の総合的実施</p> <p>オ 老人性痴呆に関する総合的施策の実施</p> <p>(3) 介護基礎整備のための支援施策の総合的実施</p> <p>ア 高齢者介護マンパワーの養成・確保対策の推進</p> <p>イ 福祉用具の普及の促進</p> <p>ウ 国民に利用しやすいサービス提供体制の総合的整備</p> <p>(4) サービスに係る費用</p> <p>ア 医療に係る費用</p> <p>イ 社会連帯による介護費用の確保</p> <p>(5) 民間事業者等によるサービスの活用</p> <p>(6) 子育て支援施策の総合的推進</p>	<p>健康・福祉</p> <p>(1) 健康づくりの総合的推進</p> <p>ア 生涯にわたる健康づくりの推進</p> <p>イ 健康づくり施設の整備等</p> <p>ウ 介護予防の推進</p> <p>(2) 介護保険制度の着実な実施</p> <p>(3) 介護サービスの充実</p> <p>ア 必要な介護サービスの確保</p> <p>イ 介護サービスの質の向上</p> <p>ウ 痴呆性高齢者支援対策の推進</p> <p>(4) 高齢者医療制度の改革</p> <p>ア 対象年齢・公費負担の見直し</p> <p>イ 患者負担の見直し</p> <p>ウ 医療費総額の伸びの適正化</p> <p>エ 新しい高齢者医療制度の創設</p> <p>オ 医療提供体制の改革</p> <p>(5) 子育て支援施策の総合的推進</p>	<p>健康・介護・医療等分野</p> <p>(1) 健康づくりの総合的推進</p> <p>ア 生涯にわたる健康づくりの推進</p> <p>イ 健康づくり施設の整備等</p> <p>ウ 介護予防の推進</p> <p>(2) 介護保険制度の着実な実施</p> <p>(3) 介護サービスの充実</p> <p>ア 必要な介護サービスの確保</p> <p>イ 介護サービスの質の向上</p> <p>ウ 認知症高齢者支援施策の推進</p> <p>(4) 高齢者医療制度の改革</p> <p>ア 高齢者医療制度の見直し</p> <p>イ 地域における包括的かつ持続的な在宅医療・介護の提供</p> <p>(5) 住民等を中心とした地域の支え合いの仕組みづくりの促進</p> <p>ア 地域の支え合いによる生活支援の推進</p> <p>イ 地域福祉計画の策定の支援</p>
<p>学習・社会参加</p> <p>(1) 生涯学習社会の形成</p> <p>ア 生涯学習の推進体制と基盤の整備</p> <p>イ 学校における多様な学習機会の確保</p> <p>ウ 多様な学習機会の提供</p> <p>エ 勤労者の学習活動の支援</p> <p>(2) 社会参加活動の促進</p> <p>ア 高齢者の社会参加活動の促進</p> <p>イ ボランティア活動の基盤の整備</p>	<p>学習・社会参加</p> <p>(1) 生涯学習社会の形成</p> <p>ア 生涯学習の推進体制と基盤の整備</p> <p>イ 学校における多様な学習機会の確保</p> <p>ウ 多様な学習機会の提供</p> <p>エ 勤労者の学習活動の支援</p> <p>(2) 社会参加活動の促進</p> <p>ア 高齢者の社会参加活動の促進</p> <p>イ NPO等の活動基盤の整備</p>	<p>社会参加・学習等分野</p> <p>(1) 社会参加活動の促進</p> <p>ア 高齢者の社会参加活動の促進</p> <p>イ 「新しい公共」の担い手の活動基盤の整備</p> <p>(2) 学習活動の促進</p> <p>ア 学習機会の体系的な提供と基盤の整備</p> <p>イ 学校における多様な学習機会の提供</p> <p>ウ 社会における多様な学習機会の提供</p> <p>エ 勤労者の学習活動の支援</p>
<p>生活環境</p> <p>(1) 安定したゆとりある住生活の確保</p> <p>ア 良質な住宅の供給促進</p> <p>イ 多様な居住形態への対応</p> <p>ウ 自立や介護に配慮した住宅の整備</p> <p>(2) 高齢者に配慮したまちづくり</p> <p>(3) 交通事故、犯罪、災害等からの高齢者の保護</p> <p>(4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成</p>	<p>生活環境</p> <p>(1) 安定したゆとりある住生活の確保</p> <p>ア 良質な住宅の供給促進</p> <p>イ 多様な居住形態への対応</p> <p>ウ 自立や介護に配慮した住宅の整備</p> <p>(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進</p> <p>ア 高齢者に配慮したまちづくりの総合的推進</p> <p>イ 公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備</p> <p>ウ 建築物・公共施設等の改善</p> <p>エ 福祉施設との連携</p> <p>(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護</p> <p>ア 交通安全の確保</p> <p>イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護</p> <p>ウ 防災施策の推進</p> <p>(4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成</p> <p>ア 快適な都市環境の形成</p> <p>イ 活力ある農山漁村の形成</p>	<p>生活環境等分野</p> <p>(1) 豊かで安定した住生活の確保</p> <p>ア 次世代で継承可能な良質な住宅の供給促進</p> <p>イ 循環型の住宅市場の実現</p> <p>ウ 高齢者の居住の安定確保</p> <p>(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進</p> <p>ア 高齢者に配慮したまちづくりの総合的推進</p> <p>イ 公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備</p> <p>ウ 建築物・公共施設等の改善</p> <p>(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護</p> <p>ア 交通安全の確保</p> <p>イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護</p> <p>ウ 防災施策の推進</p> <p>(4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成</p> <p>ア 快適な都市環境の形成</p> <p>イ 活力ある農山漁村の再生</p>
<p>調査研究等の推進</p> <p>(1) 各種の調査研究等の推進</p> <p>ア 高齢者に特有の疾病に関する調査研究等</p> <p>イ 福祉用具等の研究開発</p> <p>ウ 高齢者の安全で使いやすい生活用品等の研究開発</p> <p>エ 情報通信の活用等に関する研究開発</p> <p>(2) 調査研究等の基盤の整備</p> <p>ア 研究推進体制等の整備</p> <p>イ 人材の養成等</p>	<p>調査研究等の推進</p> <p>(1) 各種の調査研究等の推進</p> <p>ア 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等</p> <p>イ 福祉用具等の研究開発</p> <p>ウ ユニバーサルデザインの生活用品等の研究開発</p> <p>エ 情報通信の活用等に関する研究開発</p> <p>(2) 調査研究等の基盤の整備</p> <p>ア 研究推進体制等の整備</p> <p>イ 人材の養成等</p>	<p>高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進のための基本的な施策</p> <p>(1) 高齢者向け市場の開拓と活性化</p> <p>ア 医療・介護・健康関連産業の強化</p> <p>イ 不安の解消、生涯を楽しむための医療・介護サービスの基盤強化</p> <p>ウ 地域における高齢者の安心な暮らしの実現</p> <p>(2) 超高齢社会に対応するための調査研究等の推進と基盤整備</p> <p>ア 医療イノベーションの推進</p> <p>イ 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等</p> <p>ウ 高齢者の自立・支援等のための福祉用具等に関する研究開発</p> <p>エ 情報通信の活用等に関する研究開発</p> <p>オ 高齢社会対策の総合的な推進のための政策研究</p>
<p>全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築のための基本的な施策</p> <p>(1) 全員参加型社会の推進</p> <p>ア 若年者雇用対策の推進</p> <p>イ 雇用・就業における女性の能力発揮の推進</p> <p>ウ 非正規雇用労働者対策の推進</p> <p>エ 子ども・子育て支援施策の総合的推進</p>		

※太枠内が2001年策定の大綱から項目の新設、表現の修正があった部分

資料:ニッセイ基礎研究所作成

4— 考察～超高齢未来を創るには

以上、概括的な説明になったが、今回の大綱が描く「高齢社会対策」を構図としてわかりやすく示したつもりである（細部については、内閣府のHPから大綱（骨子案）及び報告書を参照願いたい）。

さて、これまで大綱という高齢社会対策の設計図を眺めてきたが、大事なことは設計図にもとづく社会を実際に創り上げることである。絵を描く、方向性を示すことは大切であるが、より重要なことは今後の「実行力」であろう。この観点から、私見として2つの対策の視点（期待）を述べたい。

1 | 人生90年時代に相応しい人生設計（ライフデザイン）の取り組みを突破口に

これまで見てきたように、人口の高齢化は広範多岐にわたる領域で複雑な課題を提起するため、その課題解決には、あらゆるステークホルダーが共通の理念・価値観を共有し、それぞれの課題に対してそれぞれの解決を同時に連動させ、まさに総合的に推し進めていくことが必須であることは違いない^{vii}。理想としては、今回の大綱が示すように、国民の多くが自己力を高め、できるだけ長く生産者として消費者として社会に貢献し、さらに互助の精神で地域社会を支え続け、いずれサポートが必要になったときは安心して他者から支えてもらえるような長寿が実現できれば社会全体も豊かになることは確かである。社会保障財政の好転、経済の活性化、引いては日本の発展に寄与するに違いない。ただ現実には、自治体行政、産業界も然り、それぞれの課題解決にそれぞれが特化して取り組んでいる状況にあり、社会全体で様々な資源・資本が有機的に連動して「好循環」を産むようなことができていない。このような状況のなかで、おそらく誰もがそうした好循環を産むスイッチ・ボタンのような何らかのきっかけを求めていると推察する。

その答えとなるスイッチは簡単に見つけられるものではない。筆者もジェロントロジーの研究を通じてその答えを模索し続けてきたが、まだ核心には辿りつけていない。ただ、近年の産業界の動向や団塊世代を中心とした意識の実態、また今回の大綱が示すメッセージを踏まえると、改めて「人生90年時代の人生設計（ライフデザイン）」ということがその鍵を握るのではないかと考える。60代、70代、80代、90代の期間の生き方のモデルが社会に確立できていない、またモデルの根拠となる国民の意識実態すら掴めていないということが、市場の形成及び社会の制度・システムを再構築できない一つの大きな要因と考える。50歳あるいは60歳から90歳までの期間において、どこでどのように暮らしたいか、どのように活躍したいか、誰とつながり続けていきたいか、独りになったらどうするか、どのような楽しみ、自己実現を求めるとか、お金のこと、老親の介護はどうするか等、生活全般にわたっての後半人生のライフデザインのモデルが明確になれば、それに連動した形での商品サービス開発の可能性も期待できるだろうし（一方で、産業界がライフデザインを創造・支援することも期待）、自治体行政も高齢者の活躍場所の提供からケアのあり方までより最適な形で新たな施策が講じられるのではないかと考える。国民が一斉に人生90年のライフデザインを描き、その実現をサポートする形で産業界及び地域が必要な取り組みを行い、そして、一人でも多く長寿をより安心して豊かに過ごせる国民が増えれば、超高齢未来は明るく展望できると考える。何らかの社会を好循環させるスイッチを考えたときに、「人生90年のライフデザイン」の国民運動を提案したい。非常に稚拙な考えと受け止められるかもしれないが、あくまで一つの視点・アイデアとして受け止めていただきたい。

2 | 団塊世代が超高齢未来の基礎を創る

これまで人生 90 年の生き方のモデルがなかった背景には、世代の意識の違いがあると考えられる。極端な言い方になるが、現在の高齢者（主に戦前・戦中世代）は「結果として長生きした世代（若いときに長生きできるとは思っていなかったが、現実には長生きしたということ）」である一方で、団塊世代以下の世代は「長生きを前提に考えている世代」である。換言すれば、現在の高齢者には人生 90 年時代の生き方モデルは絵空事であった一方で、団塊世代以下の世代はそのモデルを自分の将来の姿として現実に必要としている。

前述の「人生 90 年のライフデザイン」については、特に団塊世代が新しいモデルの基礎を築く魁の世代になろう。あまり世代に拘った表現はしたくないが、団塊世代は日本の高度成長時代を中心となって築き、これからは新しい長寿社会づくりの基礎を築く立場となる。どのように 70 代、80 代、90 代のライフステージ・ライフスタイルを創造したいか、そして実践するか、これらの情報・知見は非常に貴重である。すぐに社会の制度や環境を変えることが困難という時間的・物理的な制約はあるものの、その中でも団塊世代がこれからどのように人生 90 年のライフデザインを描いて実現するか、またその意向に沿う形で社会がどのようにサポートするか、仕組みを変えていくか、期待を込めて注視していきたい。

5—さいごに

人口の高齢化という現象は、グラフなどで表すとその変化のスピードを確認でき、そのときは関連する課題の重要性も理解されやすいが、社会全体の動きであるがゆえに、普段の日常生活においてはその変化を体感することは少ない。このため高齢化の課題解決についてどこか雲を掴むような感覚を持ってしまい、具体的に手が打てないという実態が少なからずあるかもしれない。しかし、人生 90 年をどのように生きるかについては、全ての国民に共通する身に迫った課題である。その解決（理想の自己実現）をはかることが、引いては社会全体の課題解決につながるというような道筋ができれば、それに越したことはないだろう。昨年度より、「長寿時代のライフデザインに関する研究」という活動を東京大学ジェロントロジーネットワークの中で行ってきており^{viii}、今後順次その成果を社会に還元していきたいと考えている。それが社会の好循環を促すスイッチになれば幸いであるし、いずれにしてもそのようなスイッチを入れるような各種の取り組みが社会全体の中で様々行われていくことを大いに期待したい。

ⁱ 2012 年 8 月現在、閣議決定時期は不透明である

ⁱⁱ 内閣府が 2012 年 7 月 27 日に公表した「新しい『高齢社会対策大綱』骨子案」を指す

ⁱⁱⁱ 牧瀬稔「『高齢者』を対象とした条例の背景と傾向」http://homepage3.nifty.com/makise_minoru/0411koureisha.pdf を参考とした

^{iv} 65 歳以上人口の割合が 7% を超えると「高齢化社会 (aging society)」と呼び、14% を超えると本文にあるとおり「高齢社会 (aged society)」と呼ぶ。20% あるいは 21% を超えた社会を「超高齢社会」と呼ぶことがあるが、研究者間でその解釈は異なる。なお、2011 年時点の日本の高齢化率は 23.3% である。

^v 「高齢社会対策の推進の基本的在り方に関する有識者会議」報告書 (2001 年 9 月) より

^{vi} 高齢期は経済格差が広がる傾向にあり、特に女性高齢者は現役当時の就労環境の影響や平均寿命の長期化も相まって、経済的に困窮化している人が少なくない

^{vii} 前田展弘「ジェロントロジーの役割と期待」(ニッセイ基礎研究所「ジェロントロジー・ジャーナル」2010 年 4 月)

^{viii} 前田展弘「2012 年問題と人生 100 年時代のライフデザイン」(ニッセイ基礎研究所「研究員の眼」2012 年 4 月)